

兵庫県の総合防除の推進について

兵庫県農林水産部農業改良課

総合防除の必要性

<病害虫防除を巡る状況の変化>

- 温暖化等に伴う発生地域の拡大、発生量の増加等
- 化学農薬への過度の依存による薬剤抵抗性の出現

<今後の防除対策>

- 病害虫の被害の軽減を図りつつ、持続的な生産を確保するためには、**「予防・予察」に重点を置いた総合防除の推進**が必要



植物防疫法の一部改正（R5.4.1施行）

- 国が総合防除への転換のための指針、都道府県が指針に基づき総合防除の具体的内容を定める計画を策定
- 地域における総合防除体系の実証・普及を支援

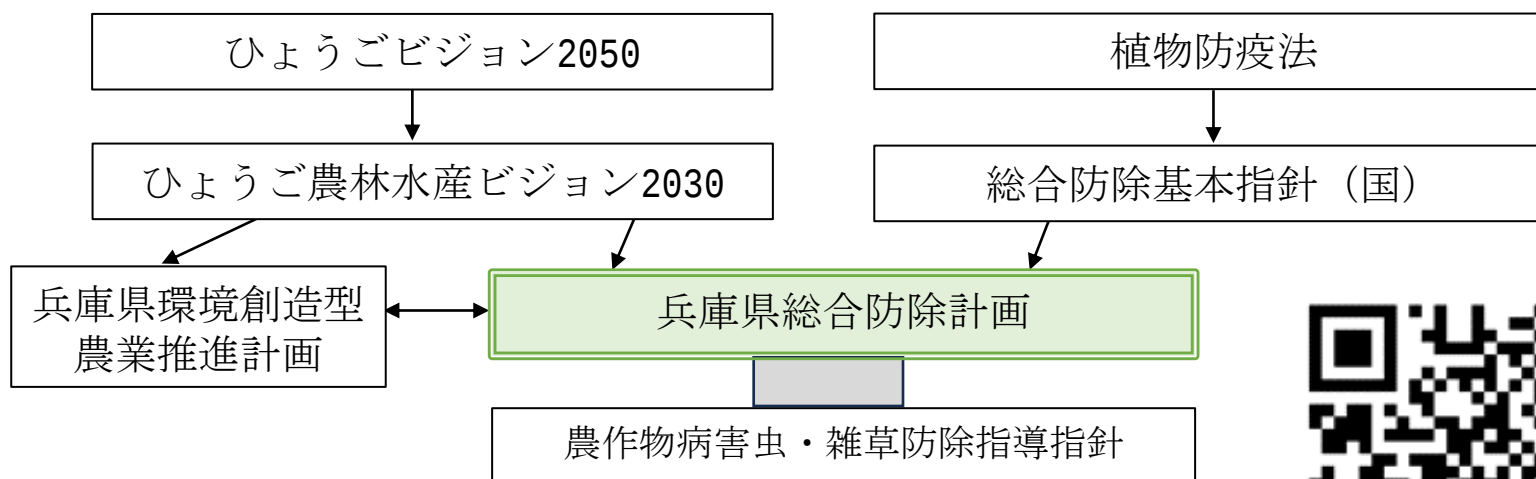
兵庫県において病害虫の総合防除を推進するため 「兵庫県総合防除計画」を策定（R6.3）

- 第1 病害虫の総合防除の実施に関する基本的な事項
 - ・ 計画の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、
県における総合防除の基本方針
- 第2 病害虫の種類ごとの総合防除の内容
 - ・ 総合防除の基本的な考え方、
作物（群）毎、病害虫毎の総合防除の内容及び
留意事項
- 第3 病害虫防除に係る指導の実施体制及び連携
 - ・ 関係機関の役割分担、実施体制
- 第4 異常発生時における防除の内容及び実施体制
 - ・ 防除の内容、実施体制

第1 病害虫の総合防除の実施に関する基本的な事項

策定方針

植物防疫法の改正の趣旨や国の基本指針を踏まえ、病害虫が発生しにくい生産条件の整備や防除時期の判断、防除の内容など総合防除に関して県として取り組む



計画期間

状況変化に応じて随時見直し



兵庫県総合防除計画
(県ホームページ)

第2 病害虫の種類ごとの総合防除の内容

計画の対象とする病害虫

国が定める指定有害動植物及びそれ以外で本県が発生予察の対象としている有害動植物

虫害75 種、病害74 種（合計149 種）
（うち指定有害動植物91 種、指定有害以外58 種）

作物名	病害虫名
水稻	スクミリンゴガイ、斑点米カメムシ類、いもち病等
麦	アブラムシ類、赤かび病、さび病等
大豆	アブラムシ類、ハスモンヨトウ、ベと病等
果樹共通	果樹カメムシ類
かんきつ	アザミウマ類、ミカンサビダニ、かいよう病等
なし	カイガラムシ類、ニセナシサビダニ、黒星病等
ぶどう	ブドウトラカミキリ、晩腐病、ベと病等
野菜共通	オオタバコガ、コナガ、ハスモンヨトウ等
トマト	コナジラミ類、うどんこ病、黄化葉巻病等
だいこん	アブラムシ類、キスジノミハムシ、軟腐病等
はくさい	ハイマダラノメイガ、軟腐病、根こぶ病等
キャベツ	アブラムシ類、ハイマダラノメイガ、菌核病等
たまねぎ	アザミウマ類、軟腐病、灰色腐敗病等
ねぎ	アブラムシ類、ネギハモグリバエ、さび病等
レタス	ネキリムシ類、灰色かび病、ビッグベイン病等
いちご	コナジラミ類、ハダニ類、うどんこ病等
かんしょ	基腐病

総合防除の内容

作物（群）毎の総合防除の内容及び留意事項

【例】 水稻・共通事項

【予防に関する内容】

- ・ 畦畔、農道及び休耕田の雑草管理を適正に行い、越冬病害虫の密度低下を図る。
- ・ 「県優良種子生産の手引き」に準じて生産された健全な種子を使用する。
- ・ 常発する病害虫に対して、抵抗性品種または耐病性品種を使用する。
- ・ 種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）を行う。
- ・ 育苗は品種特性に応じた適正な播種量、施肥量等を守り、健全な苗の育成に努める。
- ・ 発生予察情報、病害虫の発生状況に基づき、必要に応じて育苗箱施用剤（以下、「箱施用剤」という。）を施用する。
- ・ 健全な苗を選抜し、移植する。
- ・ 湛水栽培では代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。
- ・ 品種及び栽培に応じた適切な密度（本数、播種量）で移植・直播を行う。
- ・ 水田内の置き苗は病害虫の発生源になるので、移植後の補植が完了し、必要がなくなったら速やかに除去、処分する。
- ・ 土壌診断等に基づき適正な施肥管理を行い、窒素肥料の過剰施用を避ける。
- ・ ケイ酸質肥料の施用により、植物体を硬くする。
- ・ 翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早めに耕起する。

【判断、防除に関する内容】

- ・ 畦畔の整備、畦塗り等により漏水を防止し、農薬（除草剤等）の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。

【例】 水稻・個別事項

病害虫名	総合防除の内容
イネドロオウムシ	【予防に関する内容】 ・ 水田の周辺で越冬するので、前年発生があったほ場では見回りにより発生状況を確認する。 【判断、防除に関する内容】 ・ 箱施用剤を使用する。 ・ 被害は茎数や穂数が影響し、穂数型の品種で被害が出やすいので作付けを避ける。 ・ 生育中期以降の実害はないので、一般的にそれ以降の防除は必要ない。
イネミズゾウムシ	【予防に関する内容】 ・ 水田の周辺環境で越冬するので、前年発生があったほ場では見回りにより発生状況を確認する。 【判断、防除に関する内容】 ・ 防除組織で灯火（ライトトラップ）により発生状況を把握し、初期防除の参考とする（特に越冬後の活動開始時期）。 ・ 箱施用剤を使用する。 ・ 生育中期以降の実害はないので、一般的にそれ以降の防除は必要ない。

第2 病害虫の種類ごとの総合防除の内容

総合防除の基本的な考え方

○病害虫の発生しにくい環境条件の整備

- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理、健全種苗の使用、農作物残さ、雑草の除去 等

○防除の要否、タイミングの判断

- ・ ほ場の見回り、粘着シート等による病害虫の発生や被害状況の把握
- ・ 病害虫防除所が発表する発生予察情報等の活用

○多様な手段による防除

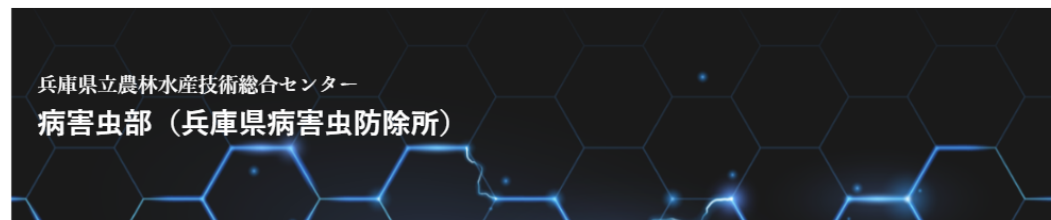
- ・ 生物的防除（天敵製剤、微生物農薬等）、
 - ・ 物理的防除（粘着板、紫外線（UV-B）ランプ等）、
 - ・ 天然物質由来の農薬等
- これらを組み合わせ、化学農薬の使用量を合理的に低減できる技術を積極的に活用する。

○農薬の安全・適正使用

- ・ 農薬安全使用の4つの原則全てを 確保した使用を徹底
- ・ 人畜毒性の低い、生活環境への影響が少ない農薬を選択に努める。
- ・ 同一農薬はR A Cコードが同じ農薬の連用を避け、作用機作の異なる薬剤と輪用する。

予察情報の発信

兵庫県棒害虫防除所のホームページ



◆ 新着情報

- 2025年10月06日 [令和7年度病害虫発生予報第6号を発表しました。](#)
- 2025年09月19日 [令和7年度病害虫発生予察注意報第5号（シロイチモジヨトウの発生状況と防除対策）を発表しました。](#)
- 2025年09月11日 [令和7年度病害虫発生予察注意報第4号（ハスモンヨトウの発生状況と防除対策）を発表しました。](#)
- 2025年09月08日 [令和7年度病害虫発生予報第5号を発表しました。](#)
- 2025年08月07日 [令和7年度病害虫発生予察注意報第3号（シロイチモジヨトウの発生状況と防除対策）を発表しました。](#)

◆ 関連情報

- [総合センターHPへ\(リンク\)](#)
- [BLASTAM情報](#)
- [気象情報\(リンク\)](#)

◆ 各種コーナー

- [結球枯病の保毒虫検定](#)
- [イネ結球枯病防除マニュアル \(ver1.03\)](#)
- [ピーマン炭疽病発病率予測ページ \(工事中\)](#)

X（旧Twitter）による情報発信



農 技 第 1481 号
令和 7 年 7 月 17 日

関係各位

兵庫県病害虫防除所長

令和 7 年度病害虫発生予察注意報 第 1 号を発表します。

巡回調査や予察灯調査において、斑点米カメムシ類の多発生が確認されています。水田や畦畔での発生状況に十分注意し、防除対策を徹底するようご指導願います。

令和 7 年度病害虫発生予察注意報 第 1 号 斑点米カメムシ類の発生状況と防除対策について

- | | |
|------------|--|
| 1 対象作物 | 水稻 |
| 2 病害虫名 | 斑点米カメムシ類（イネカメムシ、ミナミアオカメムシ、クモヘリカメムシ、カスミカメムシ類） |
| 3 発生地域 | 県内全域 |
| 4 発生程度 | 多い |
| 5 発生時期 | 7 月中旬～9 月下旬 |
| 6 発生状況について | |

- (1) 7 月上旬に実施した水稻巡回調査（23 地点）において、すくい取り調査による斑点米カメムシ類の発生地点率が 56.5%と、昨年の同時期（地点率 22.7%）と比較して高く、県内で広く発生が確認されている（写真 1、2）。
- (2) 予察灯（設置場所：朝来市、加西市、南あわじ市）では、斑点米カメムシ類の誘殺がみられ、地域によっては平年を大きく上回っている（表、図 1、2）。
- (3) 6 月下旬から、県内各地の水田で出穂の有無にかかわらずイネカメムシの発生が確認されている。

7 今後の発生予想について

- (1) 気象予報によると、今後 1 か月の気温は高く推移すると予想されており、出穂期以降の水田では、斑点米カメムシ類の加害（写真 3）及び繁殖に好適な条件になると考えられる。
- ※出穂期：全穂の 40～50%が出穂した日（出穂とは小穂が葉鞘から現われること）。
- (2) イネカメムシは出穂期の稲穂に強い選好性があるため、多くは出穂に合わせて水

田に侵入する。地域内の出穂が早い水田で本種が多発している場合は、今後、隣接する出穂が遅い水田でも本種が多発し、穂を加害する可能性が高いと考えられる。

8 防除上の留意点

- (1) 畦畔や休耕田のイネ科雑草は、斑点米カメムシ類を誘引し、増殖源となるため、適切な除草管理を行う。なお、出穂直前に畦畔の管理作業を行うと本種を本田内に追い込むことになるため、出穂の 2 週間以上前に雑草管理を行う。また、水田内のヒエ等の雑草についても本種の誘引源となるため、速やかに除去する。
- (2) 斑点米カメムシ類の薬剤防除は、穂揃い期から乳熟期にかけて行い、その後も発生が多い場合は 7～10 日間隔で 1～2 回の追加防除を行う。なお、粒剤を施用する場合は、防除効果が得られるまでに日数がかかることを考慮する。
- (3) イネカメムシは他の斑点米カメムシ類と異なり、出穂直後から穂を加害して不稔穂を発生させる（写真 4、5）など収量への影響が大きいいため、出穂期に水田内で発生が見られる場合は薬剤防除を検討する。本種の防除は、出穂期とその 7～10 日後の 2 回防除が不稔と斑点米の被害抑制に効果的である。
- (4) イネカメムシは、周辺より出穂が早い、または遅い水田に集中して加害しやすい。また、本種は夜行性で、数日のうちに水田へ大量に侵入することがあるため、発生状況に十分注意し適期防除に努める。
- (5) ミナミアオカメムシは広食性であるため、水田だけでなく、周辺のダイズや野菜類圃場にも発生し吸汁被害を及ぼすことがあるため、発生状況を把握し防除を行う。
- (6) 薬剤散布を行う場合は、農作物病害虫・雑草防除指導指針等を参考に薬剤を選定し、農薬使用基準を守る。



写真 1 近年発生が多い大型斑点米カメムシ類（各写真の右下は幼虫）

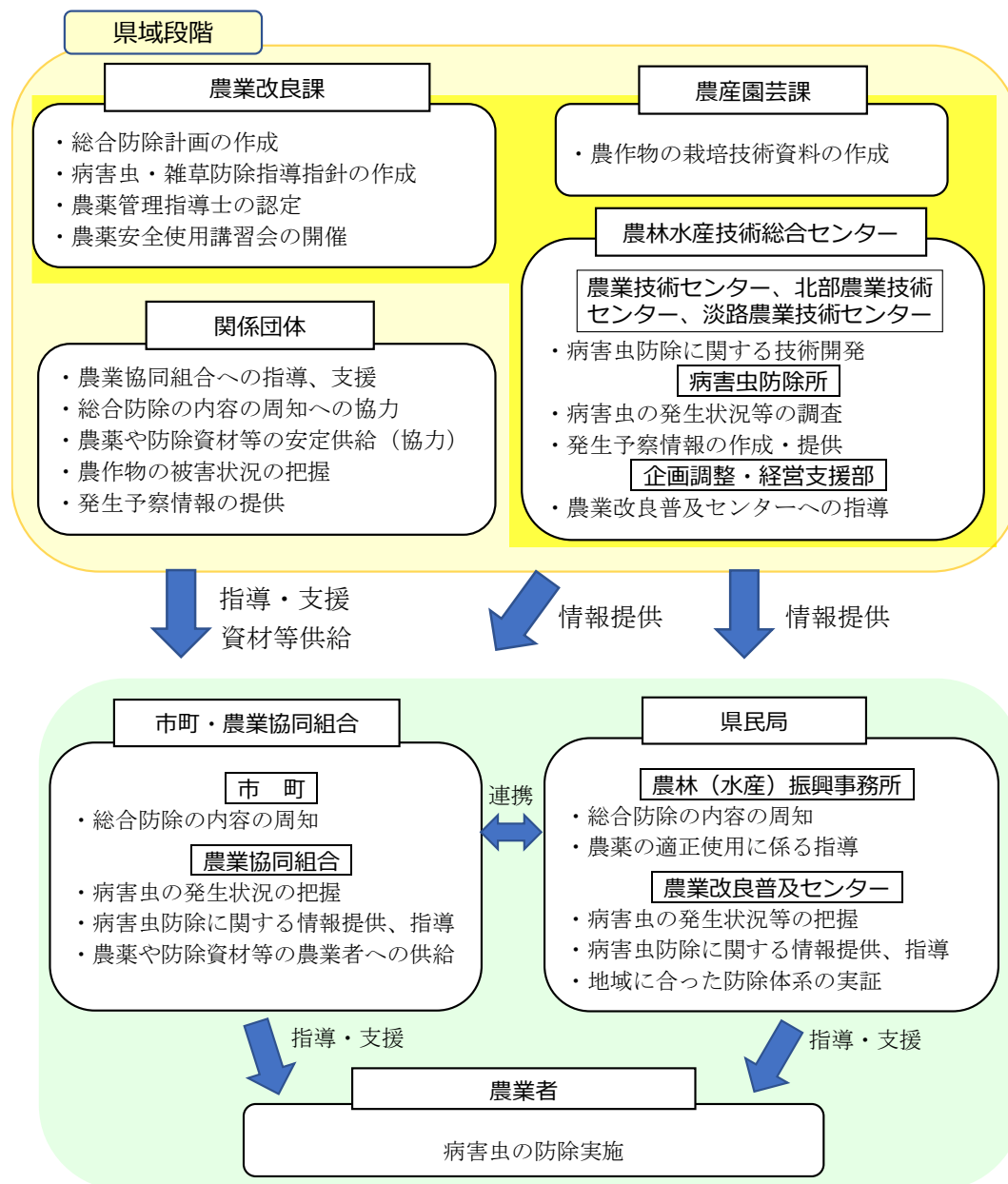


写真 2 カスミカメムシ類

農薬安全使用の4つの原則

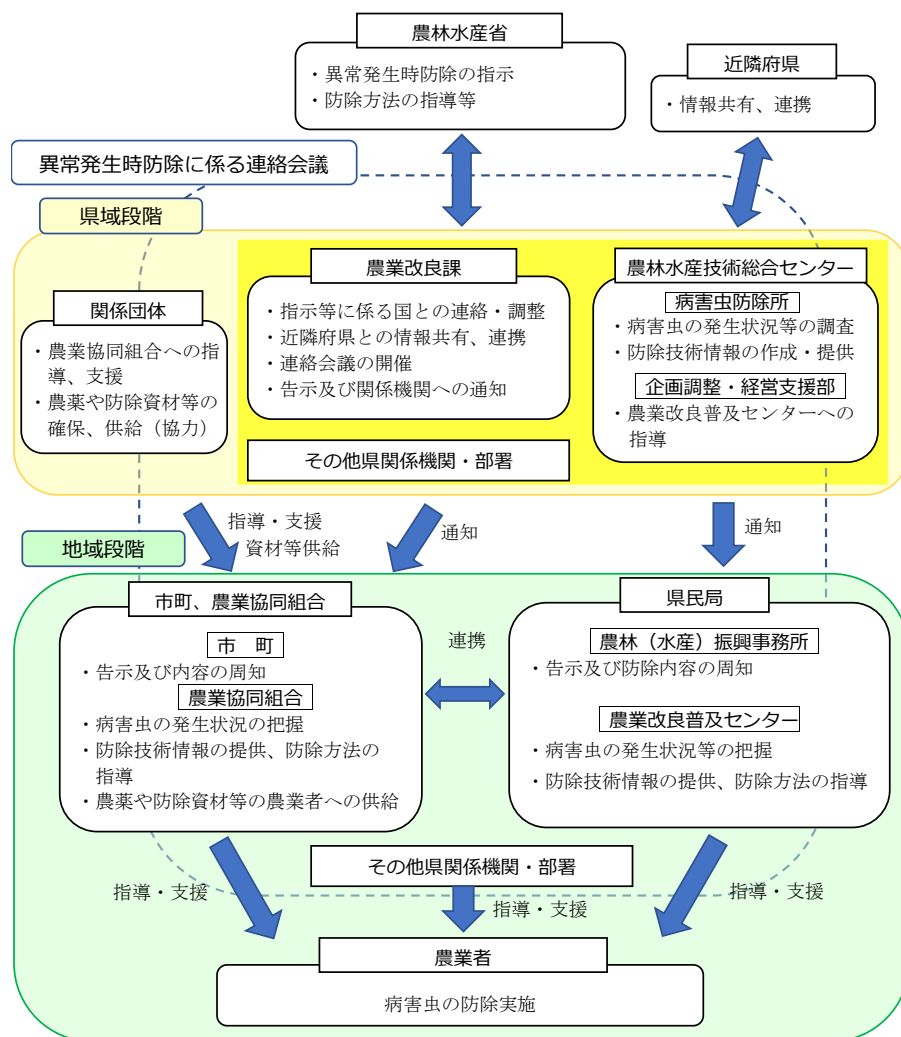
- ①使用する人の安全(健康への配慮)
- ②作物に対する安全（薬害防止への配慮）
- ③農産物に対する安全
（食品に対する農薬残留への配慮）
- ④環境に対する安全
（周辺住民や環境への配慮）

第3 病害虫防除に係る指導の実施体制及び連携



第4 異常発生時における防除の内容及び実施体制

＜異常発生時における指導の実施体制図＞



異常発生時防除に係る連絡会議

構成員：県関係部署・機関、市町、農業協同組合
 事務局長：農林水産部次長、事務局：農業改良課
 （必要に応じてその他県関係機関、関係団体も参画）



兵庫県